

『巴縣檔案』輪讀會檢討語彙集

小野 達 哉

はじめに

巴縣檔案の輪讀會が、二〇一〇年七月からほぼ月一回のペースで続けられ、現在に至っており、ここでは、『巴縣檔案(同治朝)』(二〇一〇年七月―二〇一四年五月)、『巴縣檔案(乾隆朝)』(二〇一四年七月―現在。いずれもとマイクروفイルム)から、毎回の擔當者が各自史料を選択して會讀をおこなってきた。本稿はその會讀の場で議論になった語彙について、筆者が當日のレジюмеと自身のメモをもとに整理し、本特集號の附録としたものである。

また、本稿は、本號掲載の各論文に引用された『巴縣檔案』の史料原文も語彙採録の對象としており、讀者の本文理解に役立つことも目的としている。したがって、本稿に収録した語彙の範圍は、輪讀會參加者の關心の所在による偏りを免れないし、本號の各論文のテーマによる偏りを免れず、必ずしも『巴縣檔案』の全體像を反映したものとはなっていない點をまずお断りしておく。さらに、輪讀會で問題となった語彙を中心に採録しているので、研究者であれば普通誰もが知っている常識的な語彙も入れてあり、

それらについては特に、『漢語大詞典』(漢語大詞典出版社)と『中日大辭典』(大修館書店)を参考にしている。

本稿で採録した語彙の典據は、『巴縣檔案(乾隆朝)』、『巴縣檔案(同治朝)』を中心とし、それに本號掲載の各論文から、『清代巴縣檔案滙編(乾隆卷)』(檔案出版社、一九九一年)、『清代乾嘉道巴縣檔案選編』(四川大學出版社、一九八九年・一九九六年)、『清代四川財政史料』(四川省社會科學院出版社、一九八四年・一九八八年)、『巴縣檔案(咸豐朝)』(もとマイクروفイルム)の若干數を含む。容易に見ることのできない史料もあるため、史料原文の典據を附すことにした。

本稿を作成するに当たっては、筆者が輪讀會のレジюмеとメモにもとづき、『漢語大詞典』『中日大辭典』も参考に成稿した。その後、夫馬進氏に閲讀を願ひ、三度の検討の機會を持って完全を期したが、なお多くの誤りがあるものと思う。讀者諸氏のご教示を切に乞う次第である。

〔凡例〕

一 本稿は、『巴縣檔案』の語彙を五十音順に配列した上で、語釋と史料原文を摘記したものである。語彙の丸括弧内に漢字の音を記して並べることとし、必要に応じて訓も附している。

一 史料はそれぞれ、『巴縣檔案(乾隆朝)』を「乾」、『巴縣檔案(咸豐朝)』を「咸」、『巴縣檔案(同治朝)』を「同」と表示し、數字は案件番號を示す。『清代巴縣檔案滙編(乾隆卷)』を「滙」、『清代乾嘉道巴縣檔案選

編』を「選」、『清代四川財政史料』を「財」と略記し、数字はその頁数を示す。さらに、本特集號で記される語彙については「特」と略記し、数字は頁数を示す。一 これまで巴縣檔案の輪讀會に参加された方々は以下の通り（五十音順）。臼井佐知子・小野達哉・海丹・伍躍・田邊章秀・谷井陽子・寺田浩明・中西龍也・夫馬進・増田知之・水越知・孟燁・凌鵬。

〔あ行〕

壓色浮收（あつしよくふしゅう）：銀錢比價を低く見積もって、税金を餘分に徴收する。財上 339 頁「該櫃書等亦不得壓色浮收。」

案銷（あんしょう）：案件が取り消しになる。同 8172「未訊案銷。」特 197 頁。

案鱗（あんりん）：訴訟に數多く關與する。「案積如鱗」の略。同 14162「切東堂案鱗不法。」

委主（いしゅ）：典史など佐貳官が知縣の委任で審訊に當たる場合の呼稱。同 2132「今委主審訊、諭令小的們出外、與他們兩造、照時市秉公議價成交、以省纏訟拖累。」

委訊（いじん）：知縣の委任を受けた典史など佐貳官による審問。同 3463「本月初五日、委訊、惟諭具結。」

一局（ごうきよく）：畏にかけて騙す。同 14162「後孝串衆賬主、

一局翻根不認。」

榮任（えいにん）：知縣などが着任する。同 14523「恩主榮任。」煙土（えんど）：アヘン原料。同 3540「李永興買賣清泉煙土、彼

即議定價值、當交定銀九兩零、約定二十三日兌銀交土。」擲（えん）：納入する。同 6833「氏知清理、往擲膳穀。」乾 683

「及蟻向催特生租穀、照市分擲。」央（おう）：求める。同 2132「孀婦央請陳希發・祝心田們爲中、作成熊興發承買、議價銀六百兩。」

押銀（おうぎん）：土地を小作するときの敷金。同 13996「私取押銀一百五十兩吞用。」特 128 頁。

押卡（おうそう）：卡房（拘留所）に拘禁する。同 10705「捉獲楊顯萬・楊如佑・楊西送訊、分別責懲押卡。」

〔か行〕

火食銀（かしょくぎん）：生活費。同 8494「今蒙審訊、王天佑該欠小的火食銀屬實。」

花費（かひ）：費消する。同 8232「將銀花費。」特 200 頁。架（か）：でつちあげる。同 14179「顛架以惡欺估霸控蟻在案。」

過交（かこう）：手渡す。同 7699「他就挾忿、串張漢亭們、押擲熊芝田錢十三千、經楊豐順過交。」

過手（かしゅ）：受け渡す。同 13996「殊文江父子套佃過手、延今抗租不納。」特 128 頁。

過疎（かしゅ）：知縣が承認のサインをする。同 3463「其有陳光舉另立領約、當堂過疎。」

夥計（かけい）：合股經營をする。乾 1056「去十月廿日、有開萬

盛錢鋪夥計樊之貴、買蟻縱袖、現兌銀廿兩、下該銀廿六兩二錢。」

開期(かいき)：年明けの仕事始めとなり、事務受附が再開される。同 3463 「當經封家未票、茲屆開期、合行併票差喚。」
開消(かいしょう)：解雇する。同 14614 「去臘、三合・正益將蟻開消。」

開銷(かいしょう)：支拂いを済ませ清算する。同 6940 「憑族囑兄等、將存銀還生、開銷外帳。」

開單(かいたん)：審單(訊問のリスト)に關係者の名を書き記す。同 14679 「輔臣在轅前稟之案、人證齊集、已經開單送案。」

會(かい)：①頼母子講の銀會。同 6278 「李郭氏邀會當業、措銀二千餘兩、交明清楚。」②廟會。同 14592 「蟻將派納錢文交給會衆牛軒三・白明漢・余立山・藍恆春等領吞、騙糧不上。」
外債(がいざい)：他所からの借金。同 14623 「害蟻等挪墊外債、追逼難償還。」
外賬(がいちやう)：賣掛金の臺帳。乾 1863 「外賬又難收討。」

外批(がいひ)：契約書中の追記。同 1495 「外批。青峯寺尙有山主族内人等、或有另招別僧焚獻、寂一所備出、以揭前僧費用錢文、俱要如數交還。」

該(がい)：①該當する。同 14625 「團内張昭宴・張老三弟兄五房各收租三十□、疊次派伊連年共該穀拾捌石、屢回理討、顆粒不給、猶敢把持。」②金錢の貸し借りがある。同 2139 「除招佃、下該銀壹百九拾兩不給。」

各爨(かくざん)：別居する、分家する。同 3463 「民父分民弟兄

各爨。」

各炊(かくすい)：「各爨」に同じ。同 3333 「不以氏爲母、忘氏勤勞教養、絕氏養膳、逼氏各炊。」

較(かく)：明るみ出す、表沙汰にする。同 1972 「隔母子窩遠、屢次嫌、尅難堪、俱忍未較。」

隔團(かくだん)：別の團練。同 1865 「被隔團的趙狗兒・趙大同・補差劉大鼻子・周頭們來他家裡、把他衣物搜去。」

囉嚕(かくろ)：四川省の無賴・游民集團の呼稱。本地出身者に加え、外地から流入した下層民で構成され、各種の犯罪に手を染めた。乾 39 「仍不時稽查囉嚕匪類・賭博娼妓・私宰私鑄・邪教端公・凶酒打架・以及外來面生可疑之人。」特 32頁。

活質(かっしつ)：生き證人。同 14625 「團衆活質。」
活證(かつしょう)：「活質」に同じ。乾 1867 「現屬活證。」
官攢(かんざん)：胥吏。乾 1873 「官攢即將凌燦章具控廖日信卷宗檢齊封固、□本縣、以憑查訊。」

閑亡(かんぼう)：無賴の者。同 14507 「害遭地棍周文榜・閑亡李長順・李聘三搯銀。」

趕集(かんしゅう)：市場へ出かける。同 6978 「小婦人父親王朗山趕集、會遇夫弟。」
關喚(かんかん)：隣縣の者を呼び出す。同 14679 「今正、蟻以乘間撞害控、准關喚。」

關還(かんかん)：決算で各股に配當金を返還する。同 3540 「每年清算、關賬關還。」

關提(かんてい)：縣を跨って連行する。同 1630 「先沐恩諭、與蟻石砮關提。」

關田(かんでん)：家族が共同で所有している未分割の土地。同 6940「因生母陸續積買三百餘石、關田未分。」同 6940「殊劉韞山・劉輔臣串將佃約掲出、私分關田。」

關約(かんにやく)：家産分割の證書。同 6883「氏夫兄等分爨、各有關約管業。」

歧控(ぎこう)：あちこちの官府に訴訟状を出す。同 6940「爾等瞞案歧控、均屬逞刁、着能候戒飭、以儆效尤。」

欺調(ぎちよう)：騙してなぶる。同 7699「屢次在團、欺調良善。」

蟻(ぎ)：一般庶民が訴訟状の中で名乗る自稱。咸 3001「蟻問輝山掲出借約。」特 94頁。

仇角(きゅうかく)：恨んで諍いを起こす。乾 683「廖德章素與蟻仇角切齒、絕其往來。」

繳(ぎよう)：①文書を差し戻す、または差し戻せ。乾 3010「奉批、仰即飭劉粹庵・劉璧・劉智・劉世位・劉順・熊同潮・熊同海……個月、滿日重責發落、餘如詳飭遵、仍令出示、凱切曉諭、毋許再行奉教誦經、倘再違犯、察……不貸。此繳。」

「既經控縣斷追、仰縣即勒限追繳給領、毋任宕延滋訟、詞發仍繳。」②納入する。同 6978「沐斷、生兄妾王氏將剩業契據繳房、業交生管、限十日搬鄉。」

仰面(ぎようめん)：顔の前面。同 7435「仰面、面色黃瘦。」

局(ぎよく)：罠にかけて騙す。同 3512「本月十三覆訊、伊等局供、狡混行引四十一張。」

屈(くつ)：したくないことをさせる。同 2139「去臘、央中屈蟻承買保塚。」

軍需(ぐんじゆ)：軍隊供出用の徭役負擔。乾 3018「有郷約張文昇協差催收蟻等軍需、理應照股派納、俱遵出銀。」

契格(けいかく)：契約書の雛型。選下 305頁「限内果能查照前案所發契格。」

契稅(けいぜい)：契約を結んで土地賣買税を支拂う。「立契投稅」の略。同 2139「立約承交契稅。」同 7086「蕭朱氏所賣分受田業、已價明契稅。」

掲(けい)：契約書等の書類を引き渡して、關係を切り替える。同 2139「今賣此業、併老契、抗不允掲。」隨以萬仁・萬彩原當約、掲交甫然等領執。」

掲搬(けいはん)：小作契約を解除し追いつ出す。同 1855「斷輝亭將心才掲搬。」

掲本(けいほん)：元手を借りる。乾 1873「蟻等掲本、販磁來渝。」

乾租(けんそ)：田租。乾 1033「田伊佃耕、議每年乾租錢十六錢文、當約確據。」

圈套(けんとう)：罠・計略。同 14679「殊伊做成圈套、買痞陳長盛等中途嚇逼。」

捲(けん)：盗んで持ち出す。同 7365「合順買衣交周氏抬誣蟻捲教堂之贓。」特 198頁。

經廳(けいちよう)：重慶府の經歷。乾 1857「民以訴明查取假造圖記裏送經廳姜主。」

歇息(けつそく)：宿屋に宿泊する。同 8636「兼往來客商歇息不便。」特 95頁。

權(けん)：「權管」の略。代理で管理する。同 8836「勒令德壽

幫工口養、權租賃銀花銷、無帳核算。」

原中(げんちゆう)：もとの仲介人。同 15663「懇請嚴懲鄉約・原中、勸赴方秉慎力催。」特 62頁。

估(こ)：力づくで：する、占據する。「估」に同じ。同 14523「不料、孔賢恃富貌簽估措。」

口岸錢(こうがんせん)：宿代、宿泊費。「口岸」とも書く。同 14523「票差來郷、係在小的棧內、共該口岸錢七千文。」

公俸(こうほう)：稅役。同 6940「所有公俸仍照弟兄作派、長幼無得異言推諉。」

交卸(こうしゃ)：引き繼ぎを濟ませて交代する。乾 1853「又未交卸。」

交人(こうじん)：身柄を引き渡す。同 3570「前蒙審訊、把小的鎖押交人。」

行用(こうよう)：牙行が徵收する仲介手数料。乾 1853「差繁、行用不敷。」

扛(こう)：グルになつて：する。同 14522「切丁糧國課、膽敢忿統扛、黨劣毆差、情法難容。」

扛騙(こうへん)：グルになつて騙す。同 6940「逆抗不前、反肆兇辱扛騙、兇傷沉重不測。」

後娘(こうじょう)：繼母。同 3463「否逆等吼稱氏係後娘、一局欺滅。」

紅銀(こうぎん)：納稅手数料。同 6940「十年、繼祖母同生母來棧、撐持外務・樂輸・上糧・稅契・紅銀・訟費。」

紅契(こうけい)：縣衙門に土地賣買を届け出て官印を受けた、契稅納付済みの契約書。同 3463「諭趕陳仕長到案、繳出原

先紅契、給領銀兩。」

紅呈(こうてい)：新任の知縣が着任時に恩典として、放告(訴訟提出の許可日。通常は三と八のつく日)の時期や狀紙の様式を問わずに訴訟狀を受理したが、それを「紅呈」「紅稟」とかう。同 2132「計乘仁天榮任、伊以紅呈錄稟蟻在案。」

紅票(こうひょう)：錢舖の借用證。同 3540「央借蟻舖一千餘兩、紅票應兌。」

措(こう)：無理やり：する。同 6978「今雖斷明、賄弊改供、踞城不歸、措契不繳。」

搥(こう)：痛めつけて奪い取る。同 14523「把小的用元押在焦恆泰棧內、搥去錢六千八百文。」

膠庠(こうしやう)：學校。同 6940「劉平臣身列膠庠、與劉韓山等叔姪、素和無異。」

號(こう)：銀號・票號。同 6940「慨交母親存號、掌放生息。」

告狀(こくじょう)：新案の訴訟狀のうち、稟狀よりも「告發」の意味合いが強くなる。同 1723「具告狀民羅均安。」

跟要(こんよう)：一緒に召喚することを要求する。乾 1056「爲此稟懇仁憲賞差、拘集保戶黃經等到案、跟要樊文彩等嚴審法究、追給銀兩。」

〔x行〕

左堂(さどう)：縣丞の異稱。こゝでは白市驛の分縣(縣衙の出先機關)を指す。乾 3018「蟻於本月初一日以逆弟措抗首、經左堂批、仍赴憲轅具稟。」

茶房(さぼう)：縣衙門の飲茶を供する房で、衙役が輪番交代で

勤務する。乾 683 「允憲天茶房之廖正坤。」

鎖押(さおう)：卡房に拘禁する。また、歇家に拘禁されるケースもあつた。同 14512 「毛永興鎖押來轅卡禁。」同 3340 「蟻鎖押在店。」

在場(ざいじょう)：その場で。その場に來る。匯 194 頁 「凡我鄉雀角微嫌、遇伊在場排解。」

作主(さくしゅ)：自分のためになる。同 14523 「再稟作主、賞察孔賢控卷註銷、批入蟻等原案、併訊質追、以免阻公。」

作承(さくしょう)：「作成」に同じ。乾 1056 「樊學文與鄭學換銀、小的作承、後來樊學文無銀還給、連小的們都告在案。」

作成(さくせい)：保證する。「作成某某」で、某某の保證人となる。同 2132 「去年臘月間、有那任趙氏挪負重債、請小的們爲中、將他的田業作成熊興發承買、議□□□□五十兩。」

册名(さくめい)：縣の土地臺帳に登記された名義人の名稱。同 14592 「蟻祖輩業、載條糧壹錢七分、册名翟國賢。」特 63 頁。

三府(さんぷ)：巴縣典史を指す呼稱。乾 1033 「小的纔在三府具控唐萬仁阻耕毀犁的。」

棧(さん)：宿屋。同 14162 「九月十八進城、往東昇棧、同李開順・唐立春在彼。」

參吏(さんり)：胥吏頭(典史)に就任する。同 14646 「又敏政前接書會銀一千兩、伊作參吏之需。」

算賬(さんちよう)：清算する。同 7060 「今蒙審訊、飭令兩造差押算賬、再行結案。」

支(し)：教唆して…させる。同 1723 「支他房族謝先山們來家肆鬧。」

支吾(しご)：言を譯をして従わなう。同 13953 「支吾拖措。」特 129 頁。

支使(しし)：「支」に同じ。乾 1857 「誣告云弟等支使賬主追逼。」

支連(しれん)：事件に巻き込む。乾 1857 「冤遭周健國捏控支連、未敢遽行旋。」

只得(しとく)：やむをえず…ひたすら…する、やむを得ず…する。同 8184 「慘蟻年邁孤獨、乏費難生、情情莫何、只得錄叩喚追、沾感不朽。」

司主(ししゅ)：木洞鎮巡檢司。同 14162 「現被梁春芳以逆惡兇騙首迎龍於木洞司主。」

私宰(しさい)：公の許可なく家畜を屠殺する。乾 39 「仍不時稽查囓匪類・賭博娼妓・私宰私鑄・邪教端公・凶酒打架・以及外來面生可疑之人。」特 32 頁。

資斧(しふ)：手當て。咸 12 「鄉約資斧無非取諸地方。」特 32 頁。

字約(じやく)：誓約書・契約書。同 9556 「身知情虧、俯禮哀乞甘書永不忘控字約一紙、與衆存據。」特 96 頁。

耳圈(じけん)：耳飾りのリング。同 8636 「周俊即以耳圈一支向文易氏換油二斤使用。」特 92 頁。

時市(じし)：市場價格。同 3332 「彼此爭執、令祝心田他們出外、照時市秉公議價成交、以免纏訟拖累。」

卸篆(しゃてん)：知縣などが離任する。同 14523 「迨後、張主卸篆未訊。」

藉(しゃ)：それに託けて…する。同 8494 「兼被蠹差李忠・熊彪藉押、勒搯蟻錢六千。」

- 主擺(しゅはい)：「主使」とも書き、教唆すること。同 14713
 「伊子玉奎權管、聽族內惡棍秦月山等圖肥主擺、欺氏孀居子
 幼、霸吞銀錢租穀會項。」
- 守法(しゅほう)：刑に服する。同 1855「同治六年、氏子因盜案
 在渝守法。」同 1855「前既沐委責枷、現遵守法。」
- 首狀(しゅじょう)：訴訟状としては親族内で訴える場合に用い
 られる。同 14652「具首狀人牟雙發爲逆惡難谷首拘法究事。」
 株(しゆ)：事件に巻き添えにする。同 1855「小婦人與楊興發、
 不應聽信陳輝亭唆擺捏報、株鼻無辜。」同 14762「竝株氏夫
 在案。」
- 殊(しゆ)：なんぞはからん)：一體どうしたことが。同 6978「殊
 炳南等乘批、堅峻定臣抗案。」
- 衆剖(しゅうぼう)：仲裁・調停の場で一同が理非を判断する。
 同 6940「復投族理、衆剖以關業與生、收租三載填償。」
- 冲公(しょうこう)：衙門と交渉する。同 6940「其中有違命作奸
 者、或父母許弟兄執約稟官、發銀貳百兩、壹百冲公、壹百以
 爲送官費用。」
- 庄(しょう)：田地と家屋を合わせて指す用語。乾 683「錦章疊
 欺孤幼、踞庄透約、誣估錢米。」
- 抄白(しょうはく)：寫し、複寫したもの。同 7435「抄白約具
 ……」
- 抄粘(しょうでん)：文書の寫しを添附する。同 8172「憑證甘書
 退約抄粘。」特 197頁。
- 招還(しょうかん)：代わって返済する。同 1033「又令盧璽招還
 伊錢。」
- 招兌(しょうだ)：代わりに支拂わせる。同 1818「今天泰業賣余
 春亭招兌押銀、尙未過結。」
- 招帖(しょうちょう)：張り紙。同 1855「本月廿四日、得見溪溝
 中有死屍二個、約離半里許、無人認識、出俱招帖、俟人認
 領。」
- 承耽(しょうたん)：保證する。同 3340「當有雷興隆・李洪太們
 承耽。」
- 承抱(しょうほう)：養子にとる。同 6978「去年、小婦人投憑族
 戚、承抱夫弟次子開甲、以接宗支。」
- 掌責(しょうせき)：平手打ち。同 3001「沐把他掌責收押。」特
 94頁。
- 掌放(しょうほう)：金錢を貸し出す。同 3463「拿去小的光舉掌
 放銀六十兩、把領約揭還。」
- 照(しょう)：證明書。「執照」の略。同 13013「當即追繳部監
 照三張查閱。」特 92頁。
- 照廳(しょうちょう)：江北廳照磨。乾 1019「經照廳柴主、審實
 公榮等賭博、將公榮等杖懲。」
- 場(じょう)：市場町。同 1972「今年五月十一、小的趕場拏有黃
 膳回家。」
- 讓(じょう)：免除する。同 13705「蟻攜租二十石、餘求讓免、
 不允。」特 129頁。
- 職員(しょくいん)：官員有資格者の名乗る肩書。同 6305「該
 原呈詞稱職員、調驗部監各照、均不相符。」特 93頁。
- 信趕(しんかん)：手紙で知らせる。同 7096「氏女逃至報國寺、
 剪髮輕生信趕。」特 233頁。

信口(しんこう)：口約束。同3340「據伊控蟻擔承、豈以信口爲憑、不以紅票爲據。」

聞(しん)：身を乗り出して割り込む。同14162「竝非同族、聞冒套吞。」

訊夾(じんきょう)：指を挟む拷問具。乾1056「十三日、蟻歸赴案、被憲訊夾。」

生息銀(せいそくぎん)：普濟堂・書院などの金を典當商に運用させ、利息を附けて返還させた資金。同863「書因申解帖課・竝探訪・及錦江書院生息赴省。」特89頁。

成銀(せいぎん)：完全な銀。同14507「議成銀五百五十兩、尙未足交。」

稅紅(ぜいこう)：縣に土地賣買を届けたときの税金。同1485「斷尹宜之繳出戸房帳簿、核算稅紅銀兩竝氏夫箱櫃衣物。」

折責(せつせき)：杖敷を読み替えて板刑を科す。乾3010「應各加枷號兩個月、滿日折責發落。」

折本(せつほん)：元手を失う。同6940「同治元年復質、命生經理、折本一千七百餘金。」

接買(せつばい)：「接」は引き繼ぐという意。親族が土地を購入するケースでは、同族の者が土地を先買いすることを表す。

同6978「伊族有人接買。」

説合(せつごう)：交渉が合意に達する。同8077「身始疊向照南再三曲勸説合。」特300頁。

截角(せつかく)：書類の端を證明書用に切り取る。乾1857「今民等買銅、領有行票、經過宜賓爐州、驗乞截角、種種可驗、非私銅可比。」

剪髮(せんぱつ)：髪を切る。女性にとつては抵抗の手段となつた。同8232「遭夫逼賤、情迫剪髮。」特200頁。

賤(せん)：賣春婦、賣春行爲。同7811「將金氏交身夫婦領回、擇戸另嫁、不得作賤。」特197頁。

簽差(せんさ)：差役を選ばる。同2030「簽差范成。」

簽票(せんひょう)：書役など派遣者の名を記した票。同14554「四合翻稟、簽票反出、場翻顯然。」

祖憲(そけん)：重慶知府。同14679「繼沐祖憲覆審確切、押辦。」

措(そ)：金錢を工面する。同6278「李郭氏邀會當業、措銀二千餘兩、交明清楚。」

訴狀(そじょう)：訴訟状としては反訴・答辯する場合に用いられる。同14652「具首狀人牟雙發爲逆惡難容首拘法究事。」

鼠牙雀角(そがじゃくかく)：喧嘩など小さな争い。選下365頁「一切鼠牙雀角・錢債細故、允當善爲排解、毋使滋訟。」

卡(そう)：①卡房(拘留所)に身柄を監禁する。番小屋を意味する場合もある。同14512「永興鎖押來轅卡禁。」②四方から締め上げて押さえつける。同2332「熊興發卡買業、勒縮價值、捐不立契。」

走邊(そうへん)：土地の周圍を回つて賣買した四至を確定する。同6978「中等安議價銀六千五百兩、竝議走邊書、畫銀五十兩、立契投稅。」

抓扭(そうじゅう)：取っ組み合いの喧嘩をする。同8636「彼此口角抓扭。」特92頁。

送案(そうあん)：人を衙門に送致する。同14679「伊勒差朱超

來逼送案。」

送卷(そうかん)：一件文書を衙門に送る。同 14679「逼要同行送卷。」

送審(そうしん)：縣堂に送り審問の準備をする。同 14512「生等來轅送審、始有房書數人、頂認清齋等名送開。」同 14662「役等以待本月初六長林等催要開單送審、役派散役高順往向輝之要人。」

掃(そう)：全部、すべてを。乾 683「錦章乘蟻借妻岳家、杻鎖撤入、錢穀任費、約據掃竊。」6・5・6978「今現中中、掃賣田業。」

裝送(そうそう)：艦装して送る。乾 1630「伊女婿鍾永祥竝陳文林、船隻裝送下遊。」

存狀(ぞんじょう)：訴狀のうち「存案」として衙門に提出し、後日の證據とするために保管を求めた文書。同 6833「具存狀人崔敦五」

存房(ぞんぼう)：衙門内に保管する。「存案」に同じ。同 6978「現存產業紅契存房。」

〔た行〕

拖延(たえん)：「拖」は延び延びになる。事件を引き延ばす。同 884「殊逆拖延、分釐不繳、臘底案銷。」

拖疊(たるい)：事件が長引いて害を受ける。同 2132「彼此爭執、令祝心田他們出外、照時市秉公議價成交、以免纏訟拖疊。」

駝(だ)：「託」に通じ、依託するということ意味。同 8763「但周麻子駝碩米、日後稟究。」

抬誣(たいぶ)：無實の罪をでっちあげて訴える。同 7265「合順買衣交周氏抬誣蟻捲教堂之賊。」特 198頁。

宅門(たくもん)：知縣が住む公邸で、幕友・門丁・門子が事務を行う場所。同 14646「敏政派書等經理宅門堂事公件。」

宅門堂事公件(たくもんどうじこうけん)：宅門内から来る書類や縣堂で行われる事務一般。同 14646「敏政派書等經理宅門堂事公件。」

戳記(たくき)：スタンプ。同 13013「州同證上竝無品級戳記。」特 92頁。

擔承(たんしょう)：保證する。同 3340「據伊控蟻擔承、豈以信口爲憑、不以紅票爲據。」

膽(たん)：大膽にも。同 7086「膽欺氏老邁、竊氏之名、翻首湖亭等存」

站客(たんきやく)：宿屋の宿泊客。同 3340「切永興係興隆站客、諒必知其來往。」

站房(たんぼう)：宿屋。乾 1056「緣蟻遇興盛站房、販賣縱抽生理。」

端公(たんこう)：靈媒師。乾 39「仍不時稽查囑嚕匪類・賭博娼妓・私宰私鑄・邪教端公・凶酒打架、以及外來面生可疑之人。」特 32頁。

彈錢(だんせん)：錢を賭ける。乾 1020「糾串王文魁・蕭大成・鄧洪仁等打牌彈錢、無分晝夜。」

丟跌(ちゅうてつ)：値切る、價格を下げさせる。同 2139「中勸伊買圖賤丟跌。」

頂(ちよう)：人に代わる、受け継ぐ。同 14507「遭棍姚合順勾

引女僧、薦頂廟業、實汚聖廟、遺害地方。」

頂參(ちようさん)：胥吏が頂參金を納入し胥吏頭に就任する。

頂參金は衙門の公費に充てられる。同1466「書目同治六年

頂參。」

頂打(ちようだ)：受け継いで使用する。同3540「其有頂打家

俱・器用・床鋪・被條。」

帳項(ちようこう)：借金。同863「即令金煥章照數繳還、以清

帳項。」特61頁。

賬主(ちようしゆ)：債權主。乾1857「誣告云弟等支使賬主追

逼。」

潮毛(ちようもう)：低質でわずかな金額。財上339頁「僅有包攬

代納、以潮毛抵賴者、許該櫃扭稟、以便從嚴究懲。」特34頁。

廳主(ちようしゆ)：巴縣典史。乾1843「詎遭建安于十月二十五

將蟻租永治耕牛四隻牽去、永治隨控廳主、喚訊。」

通關緝牌(つうかんしゅうはい)：越境して犯人逮捕することを

許可した牌。「關牌」とも略す。乾1630「爲此懇恩批飭恩書、

即送通關緝牌、并取永祥連環的保、同差緝。」

通報(つうほう)：すべての衙門に報告する。同1972「仰巴縣、

即集人證驗訊明確、照例填格錄供通報。」

呈遞(ていいてい)：差し戻す。同6940「因前縣未訊、亦應聲明呈

遞、乃特身列膠庠、備案歧控。」

底金(ていきん)：基金。同14507「就文會底金備銀、照數□頂、

另招佛僧、還規正廟。」

抵塞(ていさ)：言ひ逃れをする。「搪抵」に同じ。同1723

「蟻竝無掌銀情事、係伊畏咎認賴、偽造抵塞、情眞。」

抵賴(ていらい)：難癖をつけて言ひ逃れをする。財上339頁

「僅有包攬代納、以潮毛抵賴者、許該櫃扭稟、以便從嚴究

懲。」特34頁。

提(てい)：召喚する、連行する。同6305「冀提達菴到質攸分。」

特63頁。

提比(ていひ)：身柄を衙門に連行して追徴する。同8884「沐把

他鎖押、限十日如數繳清、如逾提比。」

賍(てい)：十分の一。同6940「着照四百六十石租、分作十賍、

以壹賍幫助劉元慶作爲養老之資、以一賍幫補劉元坦還債。」

摘(てき)：一部分を。同2132「故翁於嘉慶年間賣田摘業、立有

摘約、何爲漏界。」

天境(てんきよう)：縣の管轄地域。乾1630「初五日、沐恩、票

差役等天境、嚴加緝。」

估(てん)：力づくで…する、占據する。「估」に同じ。同2332

「任廷光聽棍任廷海・任仕順主使、控蟻樹頭、爭估界畔。」

填格(てんかく)：檢屍帳に記入する。同1972「仰巴縣、即集人

證驗訊明確、照例填格錄供通報。」

墊項(てんこう)：金錢の穴埋めをした項目。同13953「墊項不

認、措租不納。」特129頁。

轉佃(てんでん)：小作地をまた貸しする。同13996「伊子李應

總訟(てんしょう)：訴訟がこじれもつれる。同1695「故此纏訟

不休。」

粘(でん)：書類を添附する。同7826「另單粘呈。」特198頁。

圖圈(とらゐ)：言ひ掛かりをつけて脅したり、言ひ逃れしたり

する。乾 1857「伊即以藉端圖賴狡抵。」乾 1033「唐萬仁・唐萬彩該蟻等當價錢棚拾十不償、自焚茅屋圖賴。」

賭稟(とひん)：徹底的に訴訟をやり通すと相手を脅す。同 14523「屢尋取計、反兇賭稟。」

斗市(たうし)：米市場。同 877「開設斗市、集賣雜糧食米。」特 93頁。

套(とつ)：騙して…する。同 14162「架以套賣吞捏翻控案外無辜梁東堂、竝株氏夫在案。」

透(とつ)：透漏」に同じ。同 7086「殊元芳昔年透朱氏契約一紙。」

透漏(とつろう)：横領して財物を失わせる。乾 683「二逆轍柱鎖入室、透漏米穀約據。」

盜口(とうこう)：竊盜犯の侵入した出入口。同 1895「本月廿一日、小的劉玉往鄉查看盜口、被竊屬實。」

搭棚(とうぼう)：小屋掛けする。「搭蓋棚廠」の略。同 1373「窩招游勇沈痞二估來業內搭棚鳩踞。」特 131頁。

場(たつ)：悪だくみして…する。同 6978「朦送過硃、場示不出。」

搪抵(とうてい)：言い逃れをする。「抵塞」に同じ。乾 1033「妻盧氏捏稟搪抵。」

當(とう)：①その場。同 3463「陳光舉邀同兄弟陳光寅們、估把他賸銀六十兩拿去、當投陳仕長們理說。」②抵當に入れる。同 14664「前年請中已將房土轉當伍老太。」

堂事(たうじ)：縣堂における事務。同 14646「敏政派書等經理宅門堂事公件。」

撞(どう)：騙して…する。同 6978「殊月亭圖霸未遂、串撞行賄。」

瀆(とく)：濫訴する。次から次へと訴訟を起こす。同 6840「今六月、蟻以霸吞朦場上控劉元暉等於府轅、批錄、應違曷瀆。」

〔な行〕

奈(な)：いかんせん・いかんともするなし)・・・をどうしようもなう。同 6978「奈仍霸害。」

認約(にんやく)：そこに書かれている内容を承認したという誓約書。乾 1033「在天・公萬允收甫然等四名抵當認約執據。」

熱服(ねつぷく)：服喪対象者の死亡直後。同 14679「九臯乃敢乘外、熱服抄毀、情理奚容。」

〔は行〕

排解(はいかい)：仲裁、調停。選下 305頁「一切鼠牙雀角・錢債細故、允當善爲排解、毋使滋訟。」

擺(はい)：そのかす、教唆する。氣持ちを搖るがして……する。同 7086「無如、元統逞刁顛擺逆媳朱氏、膽竊名、以逆透距索翻首、准喚。」

賠奩(はいれん)：聘禮費と出嫁費。同 6940「娶梁氏賠奩首飾拜錢。」

白契(はくけい)：縣に土地賣買を届け出す契稅未納の契約。同 14625「被奸中鄭元合・艾大桃・張厚澤主擺、包匿藐握白契。」

藐(はく)：侮つて……する。同 14179「蟻疊催差、伊仍藐抗。」

薦(はく)：突如として……する。同 15995「蟻等以霸伐薦賣控高孝和等於王主。」

發家(はつか)：家業を盛り立てて財産を作る。同 6940「同治元年、母親因前做廠發家。」

撥冊(はつさつ)：縣の臺帳の土地名義人・所有地を書き換える。同 14663「是郷約既不力催撥冊完糧。」特 29 頁。

班上(はんじょう)：當直の衙役。同 3340「蟻尋獲保人大盛、交與班上。」

挽(ばん)：人を入れて仲裁する。同 14179「央請梁洪發・吳玉發・張裴然・張鏡軒・湯永興・張恆茂等、挽勸説合。」

挽攔(ばんらん)：仲裁に入り訴狀の提出を差し止める。同 3463「經李忠華等挽攔、回郷集理。」同 3552「伊央客約陶萬順等挽攔、甘立服約。」

比(ひ)：金錢の納付狀況などを衙門で調べ取り立てる。「比較」の略。同 4185「沈致和又來開比、今蒙提比、小婦人不應抗繳、已予掌責、限半月、小婦人變產措繳。」

否(ひ)：いかがしてか：一體どうしたのか。同 14512「否被邪教籠惑人、今三月恩捕查獲、咎責籠架、罪孽自遭。」

否何(ひか)：いかがしてか：「否」に同じ。同 6833「殊逆媳同孫正位、否聽何唆、私加押銀一千兩、猶將租穀掃賣。」

批准(ひじゅん)：衙門で審理するものとして受理される。同 14512「今春生等以違霸害糧粟縣、批准。」

批發(ひはつ)：批を書いて原告に准・不准を公表する。また、批示が各房の擔當に回される。同 14162「未沐批發、應不煩

瀆。」

票差(ひょうさ)：擔當の書役の名を記した票を持たせて派遣する。同 3463「沐恩票差書等、正在往驗開旋。」

稟狀(ひんじょう)：「稟」とは請願を意味するので、訴訟狀としても最も頻繁に用いられる。訴訟狀にはほかに「首狀」「告狀」「訴狀」「申狀」等の形式をとった。同 14662「具稟狀郷約李宜齋・糧差王真今爲抬墊無着粟懇究追事。」

不依(ふい)：言うことに従わない。同 7060「過後、他母親查知、捏說小的蕭碧山峻使、以致楊戴氏不依、纔把他長子楊光明竝小的蕭碧山・鍾孝三具首在案。」

不應(ふおう)：けしからずも：怪しからぬことに。同 3066「衆斥身不應私竊、將身送官究治。」特 96 頁。

不耳(ふじ)：みみせず：聞き入れない。乾 1020「蟻屢勸誠不耳。」

不場(ふじょう)：じょうせず：話し合いの場に現れない。同 6940「又約同到接龍場萬天宮、神地公論、殊不惟劉韞山等弟兄不場。」

譜(ふ)：おおよそ、ぐらゐ、程度。同 6278「夫弟李庭仲恐氏母子後禍、憑衆議明、只足二腥之譜。」

封篆(ふうてん)：年末の仕事納めで事務をやめる。同 3463「當經封篆未票、茲屆開期、合行併票差喚。」

服約(ふくやく)：悪事をしたことを承服する誓約書。同 14512「案麟服約無惡不作之蔣玉田即蔣恆興。」

分關(ぶんかん)：家産分割の證書。同 13996「每人應分產田穀一百〇十石、各房分關可憑。」特 188 頁。

聞音(ぶんおん)：情報収集する。乾 1630「役等聞音、査至對河黃葛渡。」

平架(へいか)：でっちあげる。乾 1857「不料、伊包藏禍心、本月廿三、平架背義網利事控蟻名爲劉廷選在案。」

平白(へいはく)：「平架」に同。同 1855「遭不法趙狗兒等平白誣馬文氏爲窩戶。」

摒擋(へいとつ)：處理する。同 6940「提彭家場磚房租穀一百石、以作養膳・嫁娶、摒擋一切費用。」

唆文亮(ほちよう)：巴縣典史。「捕衙」ともいふ。乾 975「伊等教唆文亮・三元等分頭出控蟻、在捕府・左堂・捕廳。」

捕府(ほふ)：江北廳理民府督捕同知。乾 1857「不料、周健國等去歲六月欠伊乾婿王登梯銀兩、控在捕府臺前、押追保逃。」

方圓(ほうえん)：一まとまりの完全な土地。同 2332「昔年熊興發買過孀婦田業半股、孀婦負債、請中任廷海們爲中、把這半股田業賣與興發、以成方圓。」

包當(ほうとう)：他人の土地を抵當に入れる。乾 1019「艾存仁出錢承當、憑中議定、時直當價銅錢捌拾貳千文正、即日踏看清楚、竝無包當。」乾 3015「竝未包備他人地界。」

抱(ほう)：①代理。同 6978「抱告王明堂暫行鎖押、俟回鄉後、再行省釋。」②養子にする。同 6833「兄嫂憑親族、主抱國奉次子正坤、過繼何氏承祧、更名正位。」同 3383「氏嫁丁其灼爲妾、抱三房丁傳模爲子。」

棚廠(ほうしょう)：小屋掛けした建物。巴縣檔案では、檢屍小屋に用いられることが多い。同 1695「爲此票仰該役前去、協同約保、速即搭蓋棚廠。」

防堵(ぼうと)：防守する。同 14223「疊次經費防堵、尙不敷用、屢經稟算、註帳朗憑。」

房書(ぼうしょ)：胥吏。選下 305頁「許令房書查明、加具附稟、准其復用。」

剖(ぼう)：是非を判斷する。同 108「必先憑團族理剖。」
 眸面(ぼうめん)：面會する。同 8484「查驗楊興貴竝不眸面、無憑開閱。」

翻控(ほんこう)：判決に従わず訴訟を蒸し返す。同 6940「是以錄叩喚追、蟻愿伊前翻控之萬山等到質。」

【ま行・や行・ら行】

滿班(まんはん)：書役が輪番勤務の時期を終える。同 14646「今正滿班。」

未准(みじゆん)：「准」と「不准」の中間段階であり、衙門はさし當りそれ以上處理しない段階。例えば、衙門へは召喚せず、團練・親族等の仲裁に任せる。同 8833「藐批未准。」

無出(むしゆつ)：子供がなく。同 3463「民等生母早故、續娶繼母彭氏無出。」

門役(もんえき)：門番役の衙役。乾 683「蟻堂弟廖正魁昔充案下門役。」

預印空白(よいんくうはく)：事前に空印を押しておき、後から必要事項を書き込めばよいようにした書類。乾 3010「合填預印空白撒行。」

腰店(ようてん)：鎮と鎮の中間に設けられた田舎の店舗・宿屋。乾 1020「至今文榜在業内、大路傍造一腰店、名爲小貿、實

則聚賭。」

攔(らん)：訴訟を差し止める。同 8636「周化南以事甚細微、即

邀約周明朋等、向何輔臣攔勸。」特 92 頁。

理清(りせい)：道理をもって明らかにする。同 13996「投憑族

證驗對明確、理清息事。」特 128 頁。

理剖(りぼう)：道理をもって正否を判断する。同 108「必先憑

團族理剖。」特 95 頁。

理問(りもん)：道理をもって問ひ質す。同 13996「理問、惡霸

反妄稱系伊膳業。」特 128 頁。

兩現(りょうげん)：現金で支拂う。同 8763「有黃義順欲買、託

經紀蟻長興、向蟻有興議價承允、原言兩現。」

糧票(りょうひょう)：納税證。同 14554「始肯還蟻糧票。」特 61

頁。

輪子渡夫(りんしとふ)：輪船の船頭。乾 1630「蟻在黃葛渡輪子

渡夫生理。」

輪班(りんはん)：書役が輪番交代で勤務する。同 14646「今値

輪班、書未齊集。」

連環的保(れんかんてきほ)：連帶責任の義務を負って保證する。

乾 1630「并取永祥連環的保、同差晒緝。」

老冊(ろうさつ)：舊時の簿冊。同 14646「錢糧積欠肆兩之譜、

老冊朗憑。」

漏(ろう)：横領して財物を失わせる。同 2132「故翁於嘉慶年間

賣田摘業、立有摘約、何爲漏界。」

樓(ろう)：奪い取る。同 6833「侯國瑜・國壁統人毀倉、佔樓氏

存租穀廿八石。」

攔(ろう)：近づく。同 1972「邀蟻等攔看、吼稱要銀百兩、伊自
安理。」

錄(ろく)：今までのことを再度書き寫す、コピーする。同 3463

「光應等情虧施奸、藉控陳仕長賣買訊結之案、捏抵燭奸。批

錄。」同 3393「錄叩喚究、伏乞大老爺臺前施行。」